

住ま〜と Bridge

2023
2月号
Vol.172

■ 今月のトピックス

■ 今月のテーマ

「建設業の人材確保・育成に
向けた取り組み」

1. 「人材確保」に向けた施策
2. 「人材育成」に向けた施策
3. 「魅力ある職場づくりの推進」に向けた施策

■ 匠総合法律事務所の法律基礎知識

住宅紛争処理支援センターが、
12月27日に「悪質リフォームに関する
電話相談事例」を公表しました

(秋野弁護士)



 株式会社 大五

●今月のトピックス●

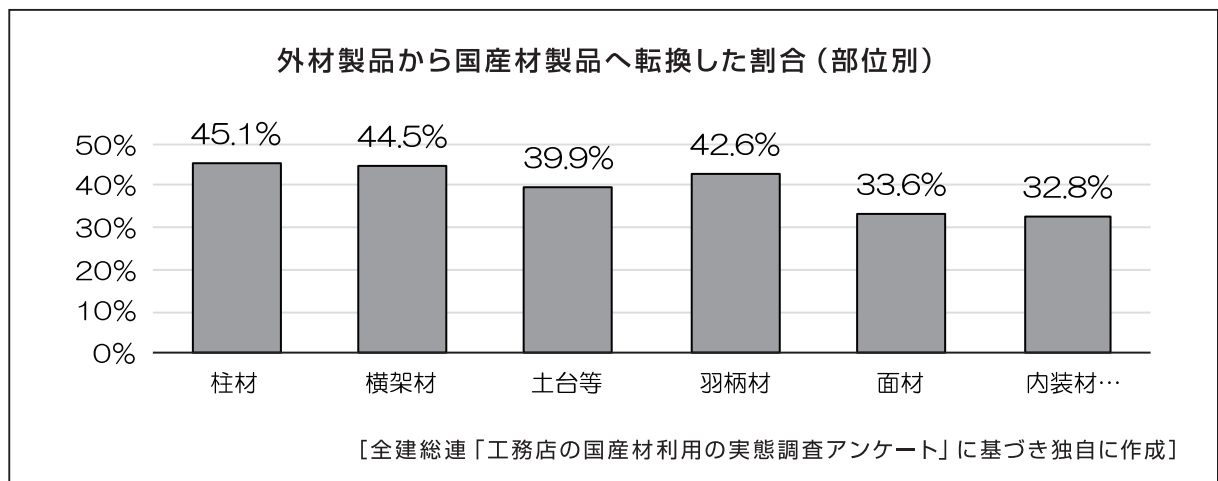
日銀は、1月中旬の金融政策決定会合で、大規模金融緩和策を基本的に継続することを決めました。昨年末に長期金利の変動幅をプラスマイナス0.5%にまで拡大するサプライズがあったため、変動幅をさらに拡大するなど緩和策の修正を重ねていくのか注目でしたが、当面は金融緩和策を基本的に維持することになりそうです。

そもそも、昨年末の長期金利変動幅の上限引き上げ決定の背景には、極端な円安とそれに伴う物価高騰もあったわけですが、円高がひと段落した後も物価高騰の波はいまだ押し寄せ続けており、12月の消費者物価指数(生鮮食品除く)前年同月比で4.0%アップ。1981年12月以来、実に40年以上ぶりの水準です。

一方、一昨年半ばから顕在化したウッドショックは、上記のほぼ全てのモノにわたる物価高騰に埋没する形にはなっていますが、実際にはウッドショック以前の2020時点の価格水準の3割増しの状況が続いたままです。

<すぎ中丸太の価格／2022年12月>

※径24.0～28.0cm、長3.65～4.0m 18,000円／m³(前々年比129%)



ウッドショックの唯一の功績は国産材利用の意識を高めたことでしょう。上のグラフは、ウッドショックによって使用する木材製品を各部位で外材から国産材に変えた工務店の割合です。

ウクライナ情勢などもあり、木材価格高騰の鎮静化の道筋はまだ見えていませんが、価格水準が以前と同程度に戻ってもコストだけを理由に外材に完全回帰してしまうことがないような政策・助成等を求めたいところです。

今月の
 テーマ

「建設業の人材確保・育成に向けた取り組み」

1月から開かれる通常国会で令和5年度の当初予算が審議されますが、令和5年度も国土交通省と厚生労働省が連携して、人材難が叫ばれて久しい建設業における人材確保・育成に多角的に取り組むための予算を計上しています。

取り組みの中には建設業に限らず、より広範囲の産業を対象とする施策もありますが、以下では建設業向けに特化された施策に絞ってご紹介します。

1. 「人材確保」に向けた施策

(1) 建設産業の働き方改革の実現【国土交通省】1.85億円

建設業は将来の担い手確保が喫緊の課題であるため、魅力的な産業となるよう、建設業における実態調査や、担い手確保に向けた建設業の魅力発信、建設キャリアアップシステム(CCUS)を活用した処遇改善の促進等、働き方改革を推進するとしています。

○適正な工期設定等による働き方改革の推進【継続】

- ・ 工期の設定状況や課題等について実態調査及び働きかけを行うとともに、生産性向上に関する好事例集の作成等を通じ、横展開を推進。

○建設技術者の働き方改革の推進【拡充】

- ・ 技術者の効率的な現場配置に向け、建設現場における業態別のICT活用状況等を調査し、先進事例を収集するとともに、生産性向上のための制度的な課題や対応策を検討。

○地方の入札契約改善推進事業【拡充】

- ・ 全地方自治体の入札契約適正化の取り組み状況を調査し、調査結果を「見える化」して公表するとともに、個別団体への改善支援等を通じて、地方自治体の入札契約の改善に向けた地域毎の特性を踏まえた取り組みを推進。

○建設産業の担い手確保に向けた建設業への入職・定着の促進【拡充】

- ・ 女性の定着促進のため、中小建設企業でも活用可能な先進事例取り組みを収集し、各地域で経営者の意識改革をテーマとしたセミナーを官民連携で全国各地で開催。
- ・ 工業高校への入学・建設業への入職増につなげるため、進路が固まっていない中学生等に建設業の魅力を発信する等の取り組みを実施。

○建設キャリアアップシステムの普及促進や適正な雇用関係の促進【拡充】

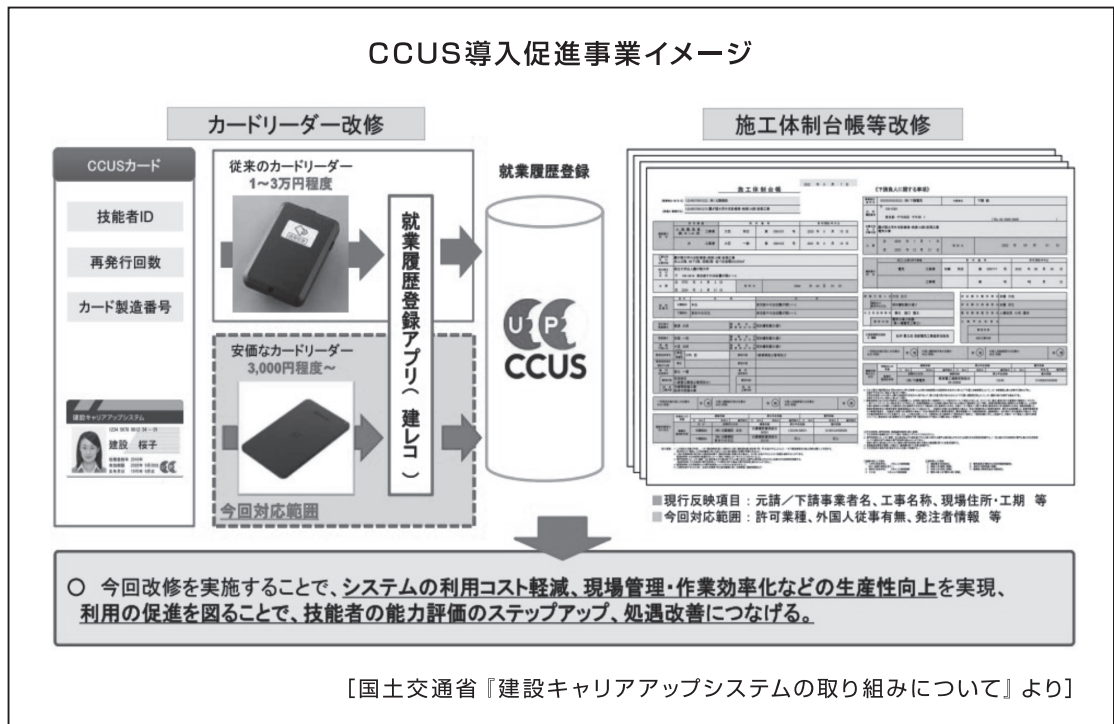
- ・ CCUSや不適正な請負契約を防ぐツール(働き方自己診断チェックリスト)について、全国各地で説明会を実施し、CCUSの導入促進や社会保険の加入を含む適正な雇用関係への誘導につなげる。

(2) 建設技能者のスキル向上・処遇改善に向けた建設キャリアアップシステムの導入促進事業

【国土交通省】5.5億円(令和4年度第2次補正、デジタル庁一括計上経費)

- 就業履歴を蓄積するカードリーダーの設置コストを削減するため、安価なカードリーダーでも利用可能となるよう就業履歴登録アプリを改修。

- デジタル化推進のため、CCUS画面に新たに入力項目を設け、施工体制台帳等へデータが反映できるようシステムを改修。



(3) 建設事業主等に対する助成金による支援【厚生労働省】76.4億円

- 雇用管理改善や人材育成に取り組む中小建設事業主等に経費や賃金の一部を助成する。目的別に人材確保等支援助成金、人材開発支援助成金及びトライアル雇用助成金がある。
- 建設キャリアアップシステム等を普及促進するため、人材確保等支援助成金において、建設事業主団体が実施するCCUS技能者登録料等の補助やCCUS登録等に係る申請手続支援、就業履歴を蓄積するカードリーダーの導入等に対し助成する。
- 人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)について、建設キャリアアップカード登録者については賃金助成額を1.1倍にする。(令和5年度まで延長)

2. 「人材育成」に向けた施策

(1) 中小建設事業主等への支援【厚生労働省】4.8億円

- 建設労働者育成支援事業…

建設業で働いてみたいという離転職者、新卒者、未就職卒業者等を対象として、建設業で働くために必要な基礎知識・技能の習得や資格が取得できる職業訓練(無償)を実施し、就職支援までを一連のパッケージとして実施。職業訓練は自分に合ったコースを選択可能。また、職業訓練の講師は、実際に現場で働くベテラン職人等なので、より実践的な内容となり、業界が一体となってしっかりバックアップするため、建設業未経験者でも安心して受講可能。

(2) 建設分野におけるハロートレーニング（職業訓練）の実施【厚生労働省】1.3億円

- 建設機械等の運転技能だけでなく、パソコンスキル講習等と組み合わせたハロートレーニング（職業訓練）を引き続き実施する。
- 建設分野の職業訓練受講者に対するリーフレットを活用したCCUS制度の周知を実施する。

3. 「魅力ある職場づくりの推進」に向けた施策

(1) 建設職人の安全・健康の確保の推進【国土交通省】9百万円

- 建設現場における安全衛生対策の着実な実施に向け、安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成、安全衛生経費に関する戦略的広報等の安全衛生対策を全国に展開していく取り組みを引き続き実施し、建設職人の安全・健康の確保の推進を図る。

(2) 建設業許可の申請手続等の電子化の推進【国土交通省】1.15億円（デジタル庁一括計上経費）

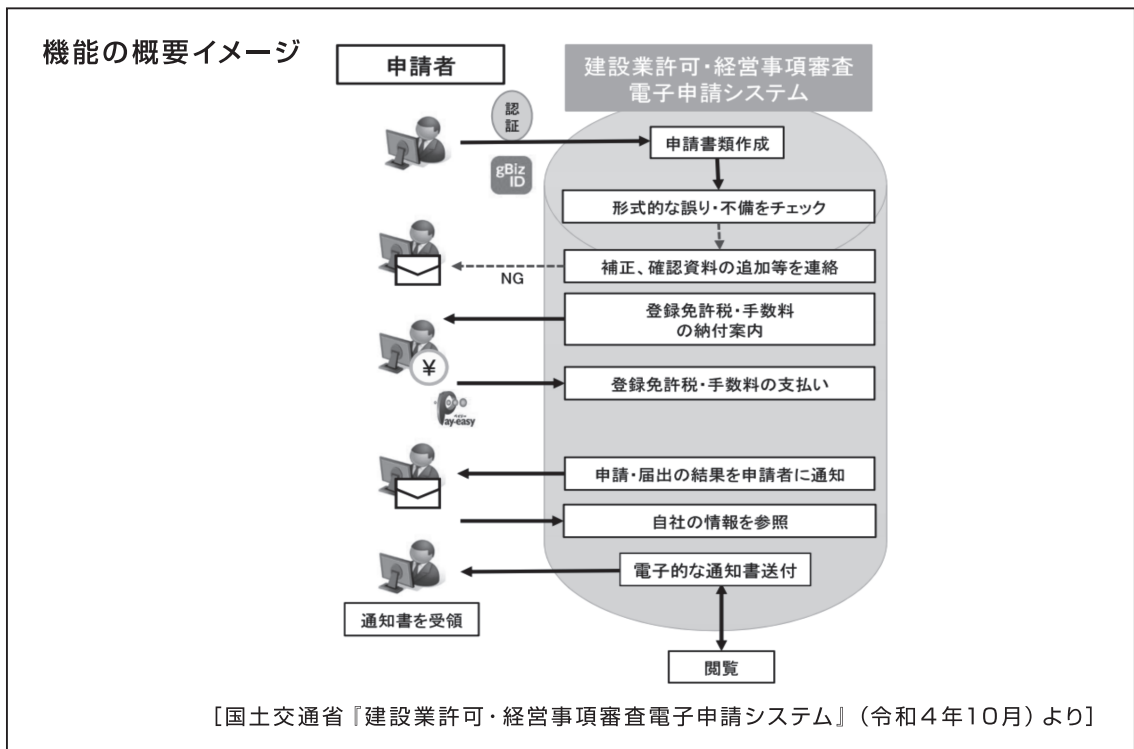
- 令和5年1月から運用開始予定の建設業許可等電子申請システムにより、申請手続に係る事務負担の削減を図る。
- 民間事業者団体が保有する情報の活用や電子署名機能の追加等の機能拡充により、申請者・行政庁双方の利便性向上を図る。
- 建設業許可・経営事項審査の電子申請システムにおいては、以下の申請手続等について電子的に行える機能を運用開始。

<建設業許可関係>

許可申請、変更等の届出、廃業等の届出、決算報告、許可通知書等の電子送付

<経営事項審査関係>

経営事項審査申請、再審査申請、結果通知書等の電子送付



(3) 雇用管理責任者等に対する研修の実施【厚生労働省】82百万円

○雇用管理に関する基礎的な知識を習得する「基礎講習」に加え、若年者の職場定着を高めるため、熟練労働者と若年労働者が円滑なコミュニケーションを取りながら働くことのできる環境づくりの手法等を学ぶ「コミュニケーションスキル等向上コース」を建設業の雇用管理責任者等に対して実施する。

(4) 「つなぐ化」事業の実施【厚生労働省】28百万円

○若年者の建設業に対する理解や定着促進を図るため、高等学校(工業科、普通科)や高等専門学校の先生・生徒等と建設業界がつながる機会として、出前授業や現場見学会等を実施する。

(5) 建設業の一人親方等の安全衛生対策支援事業【厚生労働省】1.1億円

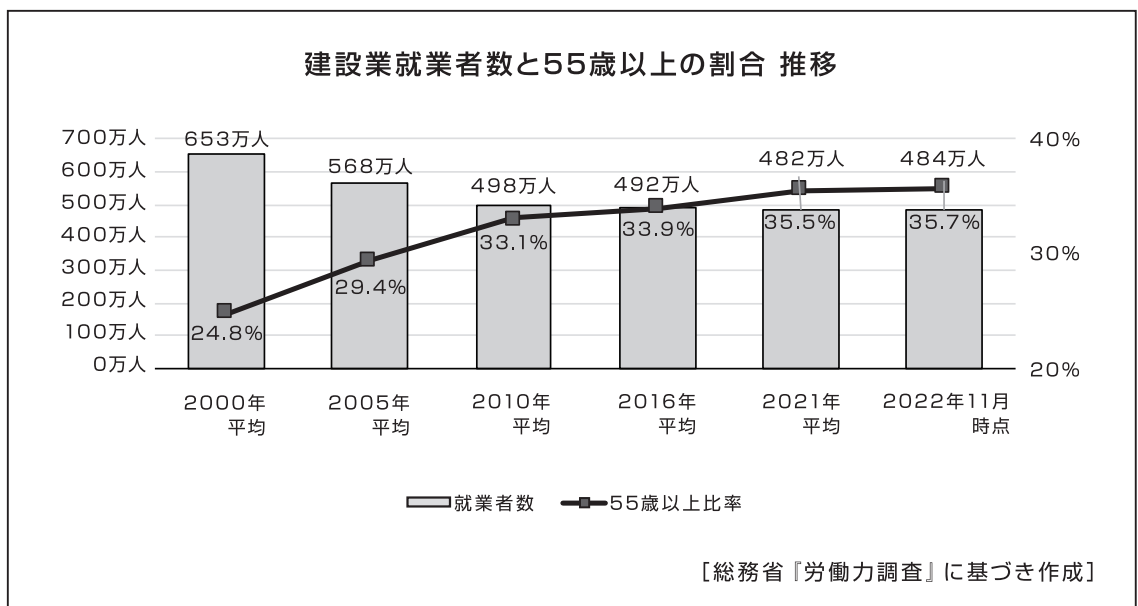
○労災保険に特別加入している一人親方等に対する安全衛生教育、一人親方等が入場している工事現場への巡回指導を実施する。

(6) 中小専門工事業者の安全衛生活動支援事業の実施【厚生労働省】96百万円

○安全衛生管理能力の向上のための集団指導・技術研修会、パトロール、個別指導等を実施する。

(7) 墜落・転落災害等防止対策推進事業【厚生労働省】87百万円

○足場からの墜落・転落災害の防止対策の充実強化のための専門家による診断の実施、診断結果に基づく現場に対する指導・支援等を実施する。



建設業に携わる人の数は減っていく一方、職人さんを中心に高齢化が進み続けているのは上の労働力調査に基づくグラフでも明らかで、若者や女性の建設業への入職や定着の促進のためには、上述のような省庁横断による人材確保・育成の施策は重要であり、住宅の供給主体側でも、これらを利用した職場環境の整備や教育・訓練体制の充実などに今以上に力を入れていく必要があります。

匠総合法律事務所の法律基礎知識

**住宅紛争処理支援センターが、12月27日に
 「悪質リフォームに関する電話相談事例」を公表しました
 (秋野弁護士)**

住宅紛争処理支援センターが、12月27日に「悪質リフォームに関する電話相談事例」を公表しました。住宅業界は、建設DXの流れに乗り、電子受発注や遠隔監理などに取り組んで行かなければならない中、最大の敵は、悪質業者の存在です。

本当は、リフォーム契約時のクーリングオフ書面も電子交付させてもらえれば、契約にかかる労力を節約することができ、建設業の働き方改革にも資することとなるのですが、悪質業者が多く存在するリフォーム業界では、消費者保護の最後の砦であるクーリングオフ書面は書面交付していかなければならない方向性です。

今回、住宅紛争処理支援センターが公表した住まいるダイヤルに寄せられた相談のうち、悪質と思われる訪問販売事業者からのリフォームに関する相談事例は、以下の事例です。

- ①補助金が利用できると勧められた事例
- ②省エネリフォームが義務化されると勧められた事例
- ③床下の点検を勧められて次々と契約した事例
- ④高額な小屋裏断熱工事を勧められた事例
- ⑤十分な説明がなく家庭用蓄電池の設置を勧められた事例
- ⑥排水管の無料点検で訪問した事業者と高圧洗浄等を契約した事例

未だに、こういった悪質リフォーム事例が存在しているのか、と呆れてしまいます。

ちなみに、皆さんは、令和4年6月22日付で「特定商取引に関する法律等の施行について」（通達）を覚えていらっしゃるでしょうか。

悪質な住宅リフォーム事業者の排除を目的に、消費者庁が、消費者宅への訪問や電話でのリフォーム勧誘販売は特定商取引法の規制対象であり、1年間に累積3カ所以上の工事を実施する場合は「必要以上のリフォーム工事」（過量販売）にあたるという考え方をまとめたものです。

1年間に累積3カ所以上の工事を実施するというケースは、台風被害を受けた建物について、各専門業者の手配ができず、とりあえず、まずはカーポートを直し、それから屋根を直し、外構を直すといった具合の工事くらいしか考えられないのですが、悪質リフォーム業者は、高齢者などを対象に次々契約というのをやるようなのです。

そういった悪質リフォーム業者から消費者を守るため、消費者契約法4条4項は、事業者が「勧誘をするに際し」、契約の目的物の分量、回数または期間（以下「分量等」といいます）が「当該消費者にとっての通常の分量等」を「著しく超えるものであること」を「知っていた場合」において、消費者が、その勧誘によりこの消費者契約の申込み・承諾の意思表示をしたとき、消費者は、その契約を取り消すことができると規定しています。

悪質リフォーム業者の存在により、リフォーム業界がダーティーな業界だという見方をされるのは、何としても避けたく、真剣に悪質業者撲滅に向けて住宅業界全体のコンプライアンス向上に務めていきたいと思えます。